

住民税均等割のみ課税世帯に7万円（総額10万円）及び 対象世帯の児童1人当たり5万円を支給

松戸市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、12月22日付で閣議決定されました「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）」を活用し、住民税非課税世帯と同程度の収入でありながら、低所得世帯支援枠の支援を受けられない「住民税均等割のみ課税世帯」に対して、1世帯当たり7万円の給付金を支給します。

なお、松戸市では、住民税均等割のみ課税世帯を対象に、すでに3万円を支給しており、今回分と合わせると総額10万円となります。

また、当該世帯の世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円の給付金を加算支給します。

- 対象予定**
 - (1) 令和5年12月1日現在 松戸市に住民登録のある世帯
 - (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯
 - (3) 上記世帯のうち、当該世帯員に18歳以下の児童がいる世帯
- 支給金額**
 - (1) 1世帯当たり7万円（支給済み3万円給付金との合計10万円）
 - (2) 児童1人当たり5万円
- 支給方法** 現在調整中
- 予算額**
 - 【歳出】5億2,087万3千円（対象世帯 約6,000世帯）
 - 【内訳】
 - 事業費 4億6,650万円（こども加算分含む）
 - 事務費 5,437万3千円

【本件に関する問い合わせ先】

松戸市臨時特別給付金事務センター（コールセンター）

☎0120-300-131（通話料無料）または

☎047-391-4001（有料） FAXなし